平成２２年（フ）第５１７号
北海道北斗市谷好２丁目12番１号
債務者　工藤　和美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２５８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野4911番地　フローラ東山Ｂ102
債務者　嵐田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６４号
岐阜県揖斐郡池田町池野230番地　カサベルデ１－Ｂ
債務者　大井　義継
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
岐阜県大垣市今宿５丁目21番地　メゾン東大垣Ａ―105
債務者　長野　和磨
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
岐阜県大垣市今宿５丁目21番地　メゾン東大垣Ａ―105
債務者　長野　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
岐阜県大垣市川口４丁目133番地
債務者　林　　富生
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２８１１号
名古屋市中区大須４丁目11番44号　チサンマンション上前津307号
債務者　小薬　庄吾
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８１８号
名古屋市守山区八剣１丁目504番地　プラウド大森金城学院前202号
債務者　清水幸枝こと　卞　　幸姫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９６８号
愛知県大府市共西町２丁目84番地　コーポ坂野Ａ棟101号
債務者　河合　敬夫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０２３号
愛知県知多郡東浦町大字森岡字祖母懐21番地の２
債務者　結城　洋子（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０３７号
愛知県瀬戸市福元町124番地の１　ファミール福元Ｂ―203号
債務者　小山弘こと　許　　東洋
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４１８号
大阪府東大阪市新庄１丁目12番20―402号
高山ハイツ402号
債務者　武内　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３２２号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番７―201号
債務者　高橋　知里
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３４５号
大阪府高槻市大蔵司１丁目５番18号
債務者　生駒　節子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３４９号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目１番12―1009号
債務者　羽田野美由紀
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３１号
大阪府吹田市千里山西１丁目14番１―210号
債務者　光山健太郎
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５１０号
大阪市旭区生江１丁目９番20―211号
債務者　岩井　正昭
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部